

7 社会資本整備の推進

(7) 観光・交流の拠点となる空港機能の強化

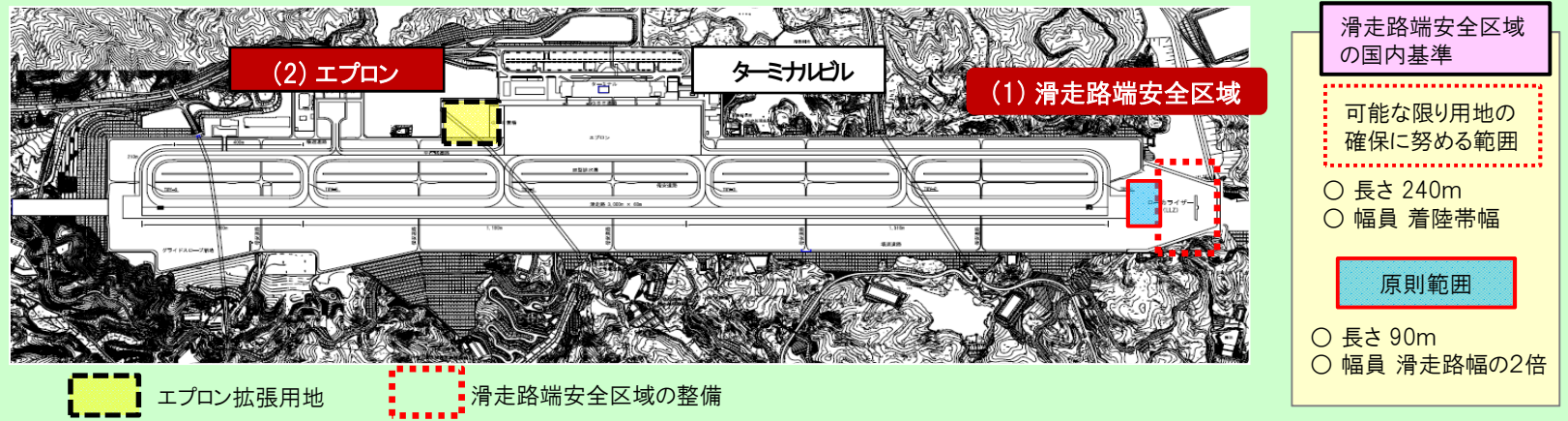
国への提案事項

1 訪日誘客支援空港制度の令和6年度以降の継続、拡大

地方空港における国際線の復便・新規就航等を推進する「訪日誘客支援空港制度」について令和6年度以降も継続するとともに、支援期間及び補助限度額を拡大すること。

2 空港機能を高める施設整備の着実な実施

- (1) 滑走路端安全区域の確保については、国において整備に向けた準備が進められており、空港運営への影響が最小限となるよう配慮しつつ、早期に整備すること。
- (2) 新規路線の就航や増便に対応できるようにするため、エプロンが拡張されるよう、特段の配慮をすること。



国への提案事項

3 国際線の受入れに必要な体制確保に対する支援の実施

- 国際線復便の機運が高まる中、全国的に課題となっている空港での保安検査要員やグランドハンドリング要員の人材不足に対応するため、空港事業者が実施する次の取組に対して財政的な支援をすること。
 - ・保安検査の省力化につながる最新機器の導入によるハードの整備
 - ・保安検査やグランドハンドリング要員等の労働環境の改善による人材確保策

4 コンセッション空港に対する直接支援の実施

- 国管理空港を対象としている着陸料などの減免支援措置により発生しているコンセッション空港との不均衡を解消すること。

5 航空会社等に支援を行っている自治体への財政措置

- 国際線航空ネットワークの維持や空港アクセス維持のため、航空会社やバス事業者等の関係事業者に対し、固定経費や運行経費等の支援を行っている自治体に対し、必要な財政措置を実施すること。

【提案先省庁：国土交通省】

7 社会資本の整備の推進
(7) 観光・交流の拠点となる空港機能の強化

現状/広島県の取組

【訪日誘客支援空港制度】

- 広島空港は、平成29年7月に「訪日誘客支援空港」に認定され、この制度を活用し、路線の就航時に国と連携して航空会社に支援を行うことで、平成29年10月のシンガポール線、令和元年12月のバンコク線就航が実現した。
- 令和4年度から復便路線も支援対象となったことを受け、この制度を活用し、令和5年1月から台北線の復便が実現した。

【滑走路端安全区域の確保】

- 広島空港は、①社会的な影響度が高く②着陸回数が多い空港であり、優先的に整備を進める空港と位置づけられている。
- 滑走路西側で国内基準の範囲が確保されておらず、国は滑走路全体を東側に移設させる方針である。

課題

【訪日誘客支援空港制度】

- 訪日客の受入れ再開後においては、直ちに需要の回復が見込めないため、地方空港における国際線の復便や新規就航等には、当該制度が航空会社の復便等の後押しとなるが、令和5年度は支援額の上限や、復便路線の支援期間が設定されるなど、必要な支援実施が困難となっている。また、令和6年度以降の継続が明確になっていない。

【滑走路端安全区域の確保】

- 整備に当たっては、空港運用への影響を最小限に止める必要がある。

【エプロンの拡張】

- コロナの回復状況を踏まえながら、東南アジア・東アジアからの新規就航や、LCCの増便など国内外の航空ネットワーク拡充に取り組んでおり、エプロンの拡張が必要である。

広島県の取組

【国際線受入れに必要な人材確保】

- 空港運営会社が実施している「広島空港 合同採用説明会」の開催情報の県雇用労働情報サイトへの掲載、地元市町(三原市、東広島市)と連携した求人情報の周知など、人材確保に向けた取組を行っている。

【航空会社等への支援】

- 新型コロナウイルスの感染拡大による旅客需要の激減等により、広島空港国際定期路線の維持が困難な状況となっていることを踏まえ、各路線を運航する航空会社に対して事務所賃貸料の支援を行っている。

また、空港アクセス維持のため、地元自治体からバス事業者に運行経費の支援を行っている。

課題

【国際線受入れに必要な人材確保】

- 日本及び各国の水際対策の緩和が進み、国際線復便の機運が高まっている中、全国的に空港での保安検査要員やグランドハンドリング要員の人材不足が顕在化しており、特に地方空港での国際線受入環境が厳しい状況となっている。

【コンセッション空港に対する直接支援】

- 国が国管理空港のみを対象として着陸料等の減免を実施していることから、本来、コンセッション空港の強みである民間ノウハウを活用した空港運営の長所を十分発揮できない。

【自治体への財政措置等】

- 国際線復便・新規就航後も、需要回復には一定の期間を要すると想定されるなか、地方空港においては、国際線航空ネットワークや空港へのアクセスを維持するため、航空会社等が要する固定経費等への支援が不可欠であり、支援を実施する地方自治体の財政的な負担軽減が必要である。